

姫路第二発電所構内における土壌調査の結果

2022年5月24日
関西電力株式会社

当社は、姫路第二発電所既設4～6号機の除却工事に先立ち、2022年1月から、発電所構内の土壌調査を行いました。その結果、敷地の一部から基準^{※1}を超える特定有害物質を検出しました。当該地については、姫路市に土壌汚染対策法の14条による申請^{※2}を行い、本日、形質変更時要届出区域^{※3}と指定されました。

なお、周辺地域で地下水の飲用はなく、発電所構内へは関係者以外の立入りを制限していることから、周辺への健康被害が生じるおそれはありません。今後の除却工事における汚染土壌の取扱いについても、引き続き、関係法令および関係各所との協議に基づき、適切に対応してまいります。

1. 当該地の概要

名称：姫路第二発電所
所在：姫路市飾磨区妻鹿常盤町

2. 土壌調査結果の概要

基準を超えた 特定有害物質	土壌溶出量 ^{※4}				土壌 含有量 ^{※5}
	六価クロム 化合物	鉛及び その化合物	ヒ素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	鉛及び その化合物
基準を超えた 範囲	0.051～0.14 mg/L	0.011～ 0.087mg/L	0.011～ 0.030mg/L	0.93～4.1 mg/L	160～1800 mg/kg
基準	0.05mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L	0.8mg/L	150mg/kg
基準に対する 倍率	1.02～2.8 倍	1.1～8.7 倍	1.1～3 倍	1.16～5.12 倍	1.06～12 倍

以上

※1：土壌汚染対策法の定める基準

※2：自主的な調査によって土壌汚染が判明した場合などに、土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申し出るための申請

※3：土壌汚染が確認されているものの、健康被害が生じるおそれがないため、除去等の措置が不要な区域

※4：土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量

※5：土壌に含まれる有害物質の量